

東北労働金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

## マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入りに係る方針

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）対策については、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）等の関係法令において、取引時確認等の基本的な事項が規定されており、国際的に金融活動作業部会（Financial Action Task Force、以下「FATF」という。）からその強化が求められています。

当庫は、犯収法第2条第2項に規定する「特定事業者」に該当することから、これらの法令の規定をその適用関係に応じ遵守する必要があります。

具体的には、2018年2月に金融庁が制定した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）および同改正した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）に基づき、経営陣の関与・理解（マネロン・テロ資金供与リスクが経営上重大なリスクになり得る）の下、当庫が取り扱う商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客の属性等を当庫全体で把握してマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価しつつ、自らを取り巻く事業環境・経営戦略、リスクの許容度も踏まえた上で、当該リスクに見合った低減措置を講ずることとその検証など（リスクベース・アプローチという）、そして時々変化する情勢に対応するため、組織全体として実効的な管理態勢の構築などに取組まなければなりません。

このため、当金庫は、特定事業者としてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に適切に取り組むため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入りに係る方針」を定めます。

なお、本方針については、グループ会社である㈱東北労金サービスにも適用します。

## 1. 目的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク（以下「マネロン等リスク」という。）を特定・評価し、全役職員の共通認識の下に必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

## 2. 態勢の整備

理事会は、あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、別途定める庫内横断的なリスク管理態勢を整備し、その担当責任者としてマネロン等リスク対策担当役員を任命し、この職務に必要な権限を付与する。

## 3. リスクの特定・評価・低減

リスク管理態勢における各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当役員の指示の下、担当部門の取引・商品・業務や顧客属性に応じたマネロン等リスクを特定・評価し、当該取引・商品や顧客属性を類型化したうえで、当該リスクへの低減策を策定する。

マネロン等リスク対策担当役員は、当該類型ごとのマネロン等リスク低減のための手続きを「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策 リスク評価書」としてとりまとめ、常務会で確認し、理事会に報告する。

## 4. 経営陣の認識

理事会は、マネロン等リスク対策担当役員が取りまとめた「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策 リスク評価書」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを確認し認識する。

## 5. マネロン等リスク対策の実施

役職員は、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策 リスク評価書」に定めた類型と、それに対するリスク低減策に則り、顧客受け入れを適切に判断する。

なお、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策 リスク評価書」に基づき、取引謝絶した場合、その対応の過程、対顧客との折衝内容、検討・判断に係る資料など、必要な記録を保存する。

## 6. マネロン等リスク対策の見直し

マネロン等リスク対策担当役員は、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策 リスク評価書」について、少なくとも1年に1回、類型ごとのリスク低減策の適切性を検証するほか、追加すべき類型の有無を確認し、必要に応じて改正する。

また、新商品・サービスの提供に当たっては、関係部と連携して、都度、内在するマネロン等リスクを特定・評価のうえ、当該リスクへの低減策が必要な場合は、これを定めて「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策 リスク評価書」を改正する。

なお、改正した「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策 リスク評価書」については、常務会で確認のうえ、理事会に報告する。

## 7. マネロン等リスク対策の浸透

マネロン等リスク対策担当役員とリスク管理態勢における各部門は連携し、役職員へのマネロン等リスク対策の浸透を念頭に、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策 リスク評価書」の見直し内容や、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」・「疑わしい取引の参考事例」、財務省「外国為替検査不備事項指摘事例集」等の理解を目的とした研修を定期的（1年に1回以上）に実施する。

## 8. マネロン等リスク対策計画の策定

理事会は、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策 リスク評価書」の適切性の検証、必要な見直しの実施、定期的な研修による当該見直し内容等の理解、これらのプロセスや「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策 リスク評価書」にもとづく適切な手続き実施状況の定期的な監査等を、毎年度の「マネロン等リスク対策計画」として策定し実施する。

2024年3月1日

東北労働金庫